加藤屋敷遺跡の墨書土器について

山形大学人文学部 三上喜孝

一釈文

判読できた文字のうち、主要なものについて考察する。

(1) 「物」

四点とも同一である可能性がある。四点出土した。いずれも須恵器の底部外面に墨書されている。字形は

(2) 「主

も、横に広がる扁平な字形が特徴的である。 三点出土した。いずれも須恵器の底部外面に墨書されている。三点と

(3)「子鷹」

二点出土した。いずれも須恵器の体部外面に横位で墨書されている。

(4) 「大」

同一人の筆による可能性がある。

三点出土した。いずれも須恵器の底部外面に墨書されている。

(5)「中清」

倒位で、一方は横位である。 一点出土した。須恵器の体部外面の二ヵ所に墨書されている。一方は

(6)「他田」

一点出土した。須恵器の蓋のつまみ部分に墨書されている。

(7) 「王仁」

一点出土した。黒色土器の底部外面に墨書されている。

(8) その他

「若」「山」「井」「継」「億」などがある。

二 記載様式の特徴

に記された可能性が高い。
本遺跡出土の墨書土器で顕著な特徴は、同一文字の筆跡が同一の部位と考えられること、そして、同一の文字が同一の部位に記される傾向がと考えられること、そして、同一の文字が同一の部位に記される傾向がと考えられること、そして、同一の文字が同一の部位に記される傾向が、次に、本遺跡出土の墨書土器の記載様式上の特徴について考察したい。

多くは底部外面に書かれているが、体部外面に書かれているものもある。「子鷹」や「中清」がそれにあたるが、両者は、あるいは個人名を高いる。「子鷹」や「中清」がそれにあたるが、両者は、あるいは個人名を記す場あらわしているのかも知れない。もしそうだとすれば、個人名を記す場また、興味深いのは、「王仁」銘墨書土器である。これは、書き出しの「王」の文字が、底部外面の際(きわ)のところから書き始められている点が特徴的だが、この特徴は、同じ南陽市の庚壇遺跡の刻書土器の「王仁」と類似している特徴である(『山形県埋蔵文化財センター調査報告書第一六一集 庚壇遺跡発掘調査報告書』財団法人山形県埋蔵文化財センター、二〇〇七年)。出土遺跡が異なり、墨書と刻書という違いがあるにもかかわらず、同一の文字が類似した書かれ方をしている点は、注目すべきであろう。

三 文字内容に関する考察

次に、墨書土器の文字内容について考察したい。

明らかでないものも多い。のような意味があるのか、あるいは、なぜその文字を記したのか、など、祥的な文字を記したものなどさまざまであるが、書かれている文字にど祥的な文字は、実に多様である。地名や人名、内容物を記したものや、吉い世紀から九世紀を中心に全国各地から出土する墨書土器に記されて

というウジ名の一部を記したものであると考えられる。は、「他田」(須恵器蓋)がある。これは、「他田舎人」あるいは「他田部」本遺跡出土の墨書土器でまず明確にその意味がわかる文字内容として

他田舎人、他田部は、敏達天皇の訳語田幸玉宮の名にちなんだウジ名を事務所『秋田城出土文字資料集Ⅱ』、一九九二年)、出羽国における分を事務所『秋田城出土文字資料集Ⅱ』、一九九二年)、出羽国における分を事務所『秋田城出土文字資料集Ⅱ』、一九九二年)、出羽国における分を事務所『秋田城出土文字資料集Ⅱ』、一九九二年)、出羽国における分を事務所『秋田城出土文字資料集Ⅱ』、一九九二年)、出羽国における分を事務所『秋田城出土文字資料集Ⅱ』、一九九二年)、出羽国における分を事務所『秋田城出土文字資料集Ⅱ』、一九九二年)、出羽国における分を事務所『秋田城出土文字資料集Ⅱ』、一九九二年)、出羽国における分を事務所『秋田城出土文字資料集Ⅱ』、一九九二年)、出羽国における分を事務所『秋田城出土文字資料集Ⅱ』、一九九二年)、出羽国における分を事務所『秋田城出土文字資料集Ⅱ』、一九九二年)、出羽国における分を事務所『秋田城出土文字資料集Ⅱ』、一九九二年)、出羽国における分を事務所『秋田城出土文字資料集Ⅱ』、一九九二年)、出羽国における分を事務所『秋田城出土文字資料集Ⅱ』、一九九二年)、出羽国における分を事務所『秋田城出土文字資料集Ⅱ』、一九九二年)、出羽国における分を書

定される。「物部」も、出羽地域での分布が確認できるウジ名である。ると、「物」という墨書も、物部というウジ名の一字を記したものと推このように、ウジ名の一部が墨書されている例がみられることからす

仁」は、あるいはその後裔を称する渡来系氏族の集団であろうか。を伝えた伝説上の人物として「王仁」の名がみえる。本遺跡にみえる「王周知のように『古事記』応神天皇条には、百済から『論語』や『千字文』のよりも、特定の集団をあらわしたものとみることができるであろう。いうよりも、特定の集団をあらわしたものとみることができるであろう。いうよりも、特定の集団をあらわしたものとみることができるであろう。いうよりも、特定の集団をある。同じ字種が、南陽市の庚壇遺跡興味深いのは「王仁」の墨書である。同じ字種が、南陽市の庚壇遺跡

四まとめ

(1) 同一文字の筆跡や部位が同じである点が顕著な特徴である。最後に、本遺跡出土の墨書土器の特徴を簡単にまとめておきたい。

(2)集団名を記したと思われる墨書

他田、

物、王仁など)から、

当

ろをさらに検討していく必要がある。う、今後、類例を積み重ねることにより、こうした特徴の意味するとこう。今後、類例を積み重ねることにより、こうした特徴は、地域社会において「土器に墨書する行為」や「土器該地域における氏族集団の分布を知ることができる。

2